

JTG 証券 ストラテジー・レポート

アメリカの「相互関税」に関する
公式通知が公表経済調査室
チーフ・インベストメント・
ストラテジスト

上田 祐介

[本レポートのサマリー]

1. 本レポートの目的

2025 年 7 月 31 日付でホワイトハウスでは、類似のタイトル「相互関税税率のさらなる修正」を付けた2つの大統領令を公表した。これらのリリースにより 8 月 7 日午前 0 時以降に課される当面の関税賦課内容が確定した。

2. 大統領令の全体像

トランプ政権では、相互関税賦課が導く投資増は、米国を世界のイノベーション・製造・経済成長の最重要地として位置付ける結果を生むとし、EU、日本などからの巨額投資を引き出したことを自画自賛している。

3. 新たな関税率の導入

- (1) 15%を超える相互関税が適用される国・地域は、スイス(39%)、南アフリカ(30%)、インド(25%)、台湾(20%)、ベトナム(20%)、インドネシア・マレーシア・タイ(19%)など。
- (2) 15%の相互関税が適用される国・地域は、日本、ニュージーランド、韓国、トルコなど
- (3) イギリスは 10%
- (4) ブラジルは計 50%(相互関税 10%+追加関税 40%)
- (5) EU は、これまで 15%未満だった品目は 15%に引き上げ。それ以上の税率は維持
- (6) 中国は今回の相互関税の枠組みとは切り離して交渉
- (7) リストに記載がない国には 10%を適用

4. 迂回輸出回避のための罰則

国別に適用された関税を回避する目的で積替えを行った場合には、米国税関・国境警備局(CBP)の判断により 40%以上の課税や制裁金厳しいペナルティ措置を適用。

5. 実施体制と監視

商務長官および国土安全保障長官は、CBP 長官を通じて、通商代表と協議のうえ、積替えや回避スキームに利用された国および特定の施設のリストを 6 か月ごとに公表。罰則の適用や大統領への追加措置への助言を行う。

6. 違憲判決などへの対応

今回の大統領令では、「可分性(Severability)」に関する規定を明文化されており、相互関税に対して出された違憲判決などへの対抗手段を規定。

7. まとめ

アメリカの「相互関税」に関する公式通知が公表

JTG 証券 チーフ・インベストメント・ストラテジスト 上田 祐介

1. 本レポートの目的

2025 年 7 月 31 日付でホワイトハウスでは、類似のタイトル「相互関税税率のさらなる修正」を付けた2つの大統領令を公表した。一つ¹には概要と考え方を示しており、もう一つ²には詳細を規定した。これらのリリースにより8月7日午前0時以降に課される当面の関税賦課内容が確定した。

本レポートでは、同リリースで示された、米国との関税の枠組みについて確認する。

2. 大統領令の全体像

以下の図表 1 には、同大統領令のポイントをまとめた。トランプ政権では、相互関税が「アメリカ・ファースト」の経済政策に資するものとして、また、関税賦課が導く投資増は、米国を世界のイノベーション・製造・経済成長の最重要地として位置付ける結果を生むとしている。各国政府や企業に対しては、「米国内で生産すれば関税は課さない」と重ねて説明し、国内回帰型の投資を強く奨励している。

大統領令では、以下などを関税賦課の成果として誇示している。

- 欧州連合(EU)との大型協定では、EU が 7500 億ドル相当の米国産エネルギーを購入し、6,000 億ドルの新規対米投資を 2028 年までに行うことに合意した。これらは 15%の関税率のもとで実施される。
- 日本は、5,500 億ドルの対米投資を通じて米国の中核産業の再構築と拡張を支援するとともに、自国市場を米国製品に対して一層開放し、15%の基準関税を支払うことで合意した。
- 米英間の貿易協定では、米国製品の輸出に対する市場アクセスが数十億ドル規模に拡大された。
- インドネシア、フィリピン、韓国、ベトナム等との追加協定も、米国産業を保護し、外国市場を開放し、対米投資を促進することになる。

以下では、図表 1 の章立てを参照しつつ、各内容について解説する。

¹ “[Further Modifies the Reciprocal Tariff Rates](#)”, 2025/7/31, WHITEHOUSE

² “[FURTHER MODIFYING THE RECIPROCAL TARIFF RATES](#)”, 2025/7/31, WHITEHOUSE

図表 1 新たな相互関税率に関する大統領令のサマリー

1. 新たな関税率の導入 (Annex I・II に基づく)

- 一部の国は米国と貿易・安全保障協定を締結済または締結間近であり、その間は Annex I に記載の追加関税が適用される。
- EU 製品については、通常関税^{*1} が 15%未満であれば、合計関税が 15%となるよう上乗せ。15%以上の品目には追加関税は課されない。
- Annex I に記載されていない国については、一律で 10%の追加関税^{*2}を課す。

2. 適用開始時期と移行措置

- 発令から 7 日後 (8 月 7 日) の午前 0 時 1 分 (EDT: 東部夏時間) 以降に輸入される商品に適用。
- 既に輸送中の商品で、10 月 5 日までに通関されたものは旧関税が適用される。
- 品目分類の変更 (HTSUS 改訂)
- 一部分類コード (9903.01.43 ~ 9903.01.76 等) の廃止と新分類への差替えを通じ、国別・品目別の関税適用を明確化。

3. トランシッジメント (積替え) 回避のための罰則

- 関税逃れを目的とした積替えが確認された場合、40%の追加関税を課すほか、罰金・ペナルティを科す。
- 不正回避に使われる国・施設のリストを 6 ヶ月ごとに公表。

4. 実施体制と監視

- 商務長官・通商代表らが各省庁と連携し、必要な施行・通知・改正を行う。
- 緊急事態の進展状況を監視し、大統領に報告・追加措置の勧告を行う。

5. その他

- 中国との既存の協定 (EO14298、5/12 の 2 国間交渉開始時に出された協定) には影響しない。
- 違憲・無効と判断された条項があっても、残りの規定には影響しない (可分性条項)。
- 予算措置の範囲で実施され、法的強制力を第三者に与えるものではない。

*1 HTSUS (米国国際貿易委員会 (USITC) が編纂・公表する輸入品に対する関税率・分類表) 上の Column 1 Duty (最恵国待遇 (MFN) 国に対する通常の税率) に該当

*2 2025/4/2 発令の当初の相互関税に関する大統領令 14257「Regulating Imports with a Reciprocal Tariff to Rectify Trade Practices that Contribute to Large and Persistent Annual United States Goods Trade Deficits」の条件に従う。

出所: [“FURTHER MODIFYING THE RECIPROCAL TARIFF RATES”](#), 2025/7/31, WHITEHOUSE

3. 新たな関税率の導入

全ての関税は、従価税 (Ad valorem duty) として輸入品の価格を標準として基準の税率が課される。今回の大統領令では、「米国との間で有意義な貿易・安全保障協定に署名済み、あるいはその直前」の貿易相手国もいれば、「交渉に参加したものの不十分な提案にとどまる国」あるいは「交渉にも応じていない国」も存在するとして、複数の税率を規定している。

以下に税率の規定状況によりグループ化して示す。

(i) 15%を超える相互関税が適用される国・地域

国と地域	相互関税、調整済み	国と地域	相互関税、調整済み
シリア	41%	モルドバ	25%
ラオス	40%	チュニジア	25%
ミャンマー(ビルマ)	40%	バングラデシュ	20%
スイス	39%	スリランカ	20%
イラク	35%	台湾	20%
セルビア	35%	ベトナム	20%
アルジェリア	30%	カンボジア	19%
ボスニア・ヘルツェゴビナ	30%	インドネシア	19%
リビア	30%	マレーシア	19%
南アフリカ	30%	パキスタン	19%
ブルネイ	25%	フィリピン	19%
インド	25%	タイ	19%
カザフスタン	25%	ニカラグア	18%

(ii) 15%の相互関税が適用される国・地域

国と地域	相互関税、調整済み	国と地域	相互関税、調整済み
アフガニスタン	15%	リヒテンシュタイン	15%
アンゴラ	15%	マダガスカル	15%
ボリビア	15%	マラウイ	15%
ボツワナ	15%	モーリシャス	15%
カメルーン	15%	モザンビーク	15%
チャド	15%	ナミビア	15%
コスタリカ	15%	ナウル	15%
コートジボワール	15%	ニュージーランド	15%
コンゴ民主共和国	15%	ナイジェリア	15%
エクアドル	15%	北マケドニア	15%
赤道ギニア	15%	ノルウェー	15%
フィジー	15%	パプアニューギニア	15%
ガーナ	15%	大韓民国	15%
ガイアナ	15%	トリニダード・トバゴ	15%
アイスランド	15%	トルコ	15%
イスラエル	15%	ウガンダ	15%
日本	15%	バヌアツ	15%
ヨルダン	15%	ベネズエラ	15%
レソト	15%	ザンビア	15%
		ジンバブエ	15%

(iii) イギリス：10%の相互関税を適用

国と地域	相互関税、調整済み
英国	10%
フォークランド諸島	10%

(iv) EU: 15%の相互関税を基本、品目によりそれ以上の個別関税を適用

欧州連合 (EU) 製品に対する追加従価関税率は、その製品の HTSUS 一般税率欄 (Column 1 General) に記載された従価税率によって決定する。

- Column 1 税率が 15%未満の EU 製品には、Column 1 税率と追加従価関税の合計が 15%となるよう加算。
- 15%以上の EU 製品には追加関税なし。

国と地域	相互関税、調整済み
欧州連合:1列目の関税率が15%<商品	15%からColumn1関税率を差し引いたもの
欧州連合:Column1商品の関税率が15%超の場合	0%

(v)ブラジル: 計 50%の関税を賦課:10%の相互関税+40%の追加関税

ブラジルへの相互関税は 10%だが、7 月 30 日の大統領令³により 40%の追加関税が課されることとなっており、これらを合計すると計 50%の関税となる。

国と地域	相互関税、調整済み
ブラジル	50%
うちアメリカへの脅迫で追加関税	40%
うち相互関税分	10%

(vi)中国:交渉中のため、相互関税からは切り離される

「本命令は、2025 年 5 月 12 日付大統領令 14298(「中華人民共和国との協議を反映した報復関税率の修正」)を変更または影響するものではない」とされており、中国との交渉は相互関税とは切り離して継続する。

(vii)その他の国：10%を適用

個別の税率の記載がない国には、10%の相互関税を適用する。

³ “[ADDRESSING THREATS TO THE UNITED STATES BY THE GOVERNMENT OF BRAZIL](#)”, 2027/7/30, WHITEHOUSE

4. 迂回輸出回避のための罰則

国別に異なる税率が適用されれば、当然、迂回輸出のような方法が行われる可能性も考慮する必要が生ずる。今回の大統領令では、適用される関税を回避する目的で積替えが行われたとして、米国税関・国境警備局 (CBP) により判断された貨物については、以下の厳しいペナルティ措置が適用される：

- 原産国に適用される追加従価関税に代えて、40%の追加従価関税が課される。
- その他の適用可能な罰則または制裁金 (たとえば、19 U.S.C. 1592 に基づいて課される罰金など) も課される。
- 原産国の貨物に適用されるその他の米国の関税、手数料、税金、賦課金、徴収金などすべての課徴金も適用される。

また、CBP では、適用法令に準じて、これらの回避輸入に対して科された罰則の減免または免除を認めない、との規定もされている。とはいえ、複雑なグローバル・サプライ・チェーンの中で、どこまで厳密な原産地比率の計算や税率の適用ができるのか、実務面では不明な部分も多い。

5. 実施体制と監視

日本との合意時にも示されたが、輸出状況に関する監視は今回のリリースによりリストに上がったすべての国に対し適用されることとなる。具体的には、商務長官および国土安全保障長官は、CBP 長官を通じて、通商代表と協議のうえ、積替えや回避スキームに利用された国および特定の施設のリストを 6 か月ごとに公表するものとする。

このリストは、以下の用途に資するために公表されるとしている：

- 公共調達 of 適正判断
- 国家安全保障審査
- 商業的なデューデリジェンス

よって、EU/日本/韓国などからの投資を呼び込むにあたり、商業的な案件のデューデリジェンス目的にも監視情報が転用されることとなる。

また、商務長官および通商代表は、緊急事態対応として実施された関税等に関する状況を継続的に監視し、必要と判断する場合には大統領に直接報告を行い、追加措置を勧告する。

6. 違憲判決などへの対応

今回の大統領令では、「可分性 (Severability)」に関する規定が明文化されており、本命令のいずれかの条項またはその適用が無効とされた場合でも、他の条項や他の個人・状況への適用には影響を与えないことを規定している。この背景には、相互関税に対して出された違憲判決が影響しており、これに対する対抗手段を規定したものだと考えられる。

オレゴン州や小規模ワイン事業者などが起こした裁判では、「相互関税」そのものを違憲としたが、控訴後の上級審における判決で、仮に部分的に敗訴 (例えば、地域、期間、品目を限定した違憲判決の確定) したとしても、大枠は維持されるための記述だ。

なお、参考までに、違憲判決の流れを以下にまとめておく。

(i) 相互関税に対する違憲判決

トランプ大統領の相互関税は、米国を取り巻く貿易状況が「米国に対する異常な脅威」であるとして、国際緊急経済権限法 (IEEPA) に基づき国家非常事態を宣言し、同法の規定に基づき大統領権限で「相互関税」を諸外国に適用する形をとっている。

これに対し、米国国際貿易裁判所 (U.S. Court of International Trade, CIT) は、5 月 28 日にトランプ大統領が国際緊急経済権限法 (IEEPA) を根拠に発動した一連の関税措置が違法であると判断し、これらの関税の執行を恒久的に差し止める判決を下した。

連邦政府は即日控訴し、翌日の 5 月 29 日、連邦巡回控訴裁判所 (U.S. Court of Appeals for the Federal Circuit) は、連邦政府の申し立てを受けて、CIT の判決と差止命令の効力を一時的に停止する「行政的差止 (administrative stay)」を発令した。同決定により、CIT の判決は一時的に無効化され、トランプ政権の関税措置は暫定的に再施行されている。ただし、連邦巡回控訴裁判所の審理は現在も進められている状況にある。

7. まとめ

今回のトランプ大統領の大統領令により、8 月 7 日以降に課される相互関税が、確定した。これにより、今後の米国経済への影響についてより詳細な数値を伴った分析や予想を行いやすくなる。特に、米国の消費者や製造業に与えるプラスとマイナスの影響を詳細にモニタリングしていくことが重要だ。また今後の未確定要因は、交渉継続国の状況、特に中国との交渉が大きく影響することになる。

無登録格付に関する説明書

格付会社に対しては、市場の公正性・透明性の確保の観点から、金融商品取引法に基づく信用格付業者の登録制が導入されております。

これに伴い、金融商品取引業者等は、無登録格付業者が付与した格付を利用して勧誘を行う場合には、金融商品取引法により、無登録格付である旨及び登録の意義等をお客様に告げなければならないこととされております。

○登録の意義について

登録を受けた信用格付業者は、①誠実義務、②利益相反防止・格付プロセスの公正性確保等の業務管理体制の整備義務、③格付対象の証券を保有している場合の格付付与の禁止、④格付方針等の作成及び公表・説明書類の公衆縦覧等の情報開示義務等の規制を受けるとともに、報告徴求・立入検査、業務改善命令等の金融庁の監督を受けることとなりますが、無登録格付業者は、これらの規制・監督を受けておりません。

■ムーディーズ・レーティングスについて 格付会社グループの呼称等について 格付会社グループの呼称：ムーディーズ・レーティングス(以下「ムーディーズ」と称します。) グループ内の信用格付業者の名称及び登録番号：ムーディーズ・ジャパン株式会社(金融庁長官(格付)第2号) 信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について ムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページ(ムーディーズ日本語ホームページ (https://ratings.moodys.com/japan/ratings-news))の「信用格付事業」をクリックした後に表示されるページにある「無登録業者の格付の利用」欄の「無登録格付説明関連」に掲載されております。 信用格付の前提、意義及び限界について ムーディーズ・レーティングスの信用格付は、事業体、与信契約、債務又は債務類似証券の将来の相対的信用リスクについての、現時点の意見です。ムーディーズは、信用リスクを、事業体が契約上・財務上の義務を期日に履行できないリスク及びデフォルト事由が発生した場合に見込まれるあらゆる種類の財産的損失と定義しています。信用格付は、流動性リスク、市場リスク、価格変動性及びその他のリスクについて言及するものではありません。また、信用格付は、投資又は財務に関する助言を構成するものではなく、特定の証券の購入、売却、又は保有を推奨するものではありません。ムーディーズは、いかなる形式又は方法によっても、これらの格付若しくはその他の意見又は情報の正確性、適時性、完全性、商品性及び特定の目的への適合性について、明示的、黙示的を問わず、いかなる保証も行っておりません。 ムーディーズは、信用格付に関する信用評価を、発行体から取得した情報、公表情報を基礎として行っております。ムーディーズは、これらの情報が十分な品質を有し、またその情報源がムーディーズにとって信頼できると考えられるものであることを確保するため、全ての必要な措置を講じています。しかし、ムーディーズは監査を行う者ではなく、格付の過程で受領した情報の正確性及び有効性について常に独自の検証を行うことはできません。	■S&P グローバル・レーティングについて 格付会社グループの呼称等について 格付会社グループの呼称：S&P グローバル・レーティング(以下「S&P」と称します。) グループ内の信用格付業者の名称及び登録番号：S&P グローバル・レーティング株式会社(金融庁長官(格付)第5号) 信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について S&P グローバル・レーティング・ジャパン株式会社のホームページ (https://www.spglobal.com/ratings/jp/index)の「ライブラリ・規制関連」の「無登録格付け情報」(https://www.spglobal.com/ratings/jp/regulatory/content/unregistered)に掲載されております。 信用格付の前提、意義及び限界について S&P グローバル・レーティングの信用格付は、発行体または特定の債務の将来の信用力に関する現時点における意見であり、発行体または特定の債務が債務不履行に陥る確率を示した指標ではなく、信用力を保証するものでもありません。また、信用格付は、証券の購入、売却または保有を推奨するものでなく、債務の市場流動性や流通市場での価格を示すものでもありません。 信用格付は、業績や外部環境の変化、裏付け資産のパフォーマンスやカウンターパーティの信用力変化など、さまざまな要因により変動する可能性があります。 S&P グローバル・レーティングは、信頼しうると判断した情報源から提供された情報を利用して格付分析を行っており、格付意見に達することができるだけの十分な品質および量の情報が備わっていると考えられる場合にのみ信用格付を付与します。しかしながら、S&P グローバル・レーティングは、発行体やその他の第三者から提供された情報について、監査、デューデリジェンスまたは独自の検証を行っておらず、また、格付付与に利用した情報や、かかる情報の利用により得られた結果の正確性、完全性、適時性を保証するものではありません。さらに、信用格付によっては、利用可能なヒストリカルデータが限定的であることに起因する潜在的リスクが存在する場合もあることに留意する必要があります。	■フィッチ・レーティングスについて 格付会社の呼称について 格付会社グループの呼称：フィッチ・レーティングス(以下「フィッチ」と称します。) グループ内の信用格付業者の名称及び登録番号：フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社(金融庁長官(格付)第7号) 信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社のホームページ (https://www.fitchratings.com/ja)の「フィッチの格付業務」欄の「規制関連」(https://www.fitchratings.com/ja/regulatory)の「信用格付の前提、意義及び限界」に掲載されております。 信用格付の前提、意義及び限界について フィッチの格付は、所定の格付基準・手法に基づく意見です。格付はそれ自体が事実を表すものではなく、正確又は不正確であると表現し得ません。信用格付は、信用リスク以外のリスクを直接の対象とはせず、格付対象証券の市場価格の妥当性又は市場流動性について意見を述べるものではありません。格付はリスクの相対的評価であるため、同一カテゴリーの格付が付与されたとしても、リスクの微妙な差異は必ずしも十分に反映されない場合もあります。信用格付はデフォルトする蓋然性の相対的序列に関する意見であり、特定のデフォルト確率を予測する指標ではありません。 フィッチは、格付の付与・維持において、発行体等信頼に足ると判断する情報源から入手する事実情報に依拠しており、所定の格付方法に則り、かかる情報に関する調査及び当該証券について又は当該法域において利用できる場合は独立した情報源による検証を、合理的な範囲で行いますが、格付に関して依拠する全情報又はその使用結果に対する正確性、完全性、適時性が保証されるものではありません。ある情報が虚偽又は不当表示を含むことが判明した場合、当該情報に関連した格付は適切でない場合があります。また、格付は、現時点の事実の検証にもかかわらず、格付付与又は据置時に予想されない将来の事象や状況に影響されることがあります。 信用格付の前提、意義及び限界の詳細にわたる説明についてはフィッチの日本語ウェブサイト上の「格付及びその他の形態の意見に関する定義」をご参照ください。
--	--	--

この情報は、2024 年 6 月 25 日に信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を当社が保証するものではありません。詳しくは上記格付会社のホームページをご覧ください。

Disclaimer

本資料は、Jトラストグローバル証券(以下、JTG 証券)が本資料を受領されるお客様への情報提供のみを目的として作成したものであり、特定の有価証券又は金融商品の売買の推奨・取引・勧誘・申込みを目的としたものではありません。

開示事項

本資料の作成及び配布は JTG 証券が行っております。

JTG 証券では調査部門の活動(リサーチ・レポート作成、リサーチ情報の伝達を含む)に関する適切な基本方針と手順等、組織上管理上の制度について、日本証券業界によるアナリスト・レポートに関する自主規制に準拠した内部ルールと管理プロセスを整備しています。

JTG 証券はリサーチ部門・他部門間の活動及び/又は情報の伝達、並びにリサーチ・レポート作成に関する適切な基本方針と手順等、組織上管理上の制度について、日本証券業界によるアナリスト・レポートに関する自主規制に準拠した内部ルールと管理プロセスを整備しています。

JTG 証券では、所属するアナリスト及びその家族が、当該アナリストの担当カバレッジに属するいずれの企業の株式も保有することを禁じられています。また、本リサーチ・レポートが公開される前後 3 か月間に、本リサーチに関連する金融商品を個人的に取引することも禁じています。

アナリストによる証明

本レポート表紙に記載されたアナリスト(以下、同アナリスト)は、本レポートに記載した見通し・評価・分析等の内容が、分析対象銘柄の発行企業及びその証券に対する同アナリスト個人の見解に一致していることを証明いたします。また、本レポート内で特定の判断もしくは見解を表明する見返りとして、いかなる報酬も一切受領しておらず、受領する予定もないことを合わせて証明いたします。

免責事項

本資料内で JTG 証券が言及した全ての記述は、公的に入手可能な情報のみに基づいたものです。本資料の作成者は、インサイダー情報の入手・使用を禁じられています。

本資料に含まれる情報は、弊社が正確かつ信頼できると考える情報に基づき、正確性と信頼性を担保することを目標として作成していますが、その正確性、信頼性が客観的に検証しておりません。本資料内で JTG 証券以外の外部サイトのインターネット・アドレスを参照していることがございますが、リンク先の内容・正確性について JTG 証券は一切責任を負いません。本資料はお客様が必要とする全ての情報を網羅することを意図したものではありません。

JTG 証券は本資料に掲載された情報の正確性・信頼性・完全性・妥当性・適合性について、いかなる保証を表明しておりません。また、JTG 証券は、本資料の論旨と一致しない他の資料を発行している場合があり、又は今後発行する場合があります。

本資料に示したすべての内容は、本資料発行時点において JTG 証券が入手可能な範囲で最新の評価や判断を示しておりますが、本資料に含まれる情報は金融市場や経済環境の変化等のために最新の内容ではない可能性があることをご認識ください。JTG 証券では、本資料内に示した見解は予告なしに変更することがあります。また、JTG 証券は本資料内に含まれる情報及び見解を更新する義務を負うものではありません。

本資料で直接的又は間接的に言及・例示・評価・推奨している有価証券や金融商品は、市場価格の変動や発行体の財務状況の変化、経済環境の変化や経営判断、同証券や発行体に関わる外部評価の変化、金利や為替などの市況変動などの影響など、様々な要因により投資元本を割り込むリスクがあります。

本資料の作成にあたり、JTG 証券では本資料を受領される個々のお客様の財務状況、ニーズもしくは投資目的を考慮しておりません。このため、本資料で言及されている有価証券や金融商品、市場見通し、投資戦略などは全てのお客様にとって適切なものであるとは限りません。お客様の投資に当たっては、ご自身の判断により投資評価や投資戦略を評価し、本資料に記載されている有価証券又は金融商品に関して投資・取引を行う際には、専門家やファイナンシャル・アドバイザーにご相談ください。

お客様による最終的な投資判断は必ずお客様自身によりなされなければならず、投資によって生じたいかなる結果につきましても、一切の責任はお客様にあります。JTG 証券は、本資料を直接的にまたは間接的に入手したお客様が、本資料を参照した結果として生じたいかなる事象(直接・間接の損失、逸失利益及び損害、その他の状況)についても一切の法的責任を負いません。

本資料は、お客様に対し税金・法律・投資上のアドバイスとして提供する目的で作成されたものではありません。法律・制度・税金・会計等につきましては、お客様ご自身の責任と判断で専門家にご相談ください。

本資料に過去の投資パフォーマンスや過去データに基づく分析が示されていたとしても、これらは将来の投資パフォーマンスを確定的に予測したり、保証するものではありません。特に記載のない限り、本資料に含まれる将来予想は、アナリストが適切と判断した材料に基づく本資料公表時点におけるアナリストの予想であり、実現値とは異なることがあります。JTG 証券では、将来の投資パフォーマンスやリスクについての参考情報や見通しを示すことがあります。いかなる観点でも、これを保証するものではありません。

本資料の作成アナリストによる投資・保有禁止に関わらず、JTG 証券及び社員は、本資料で言及された有価証券等や関連するエクスポージャーを、自己の勘定もしくは他人の勘定で取引もしくは保有する可能性があります。また、本資料で示された投資判断に反する取引を行うことがあります。本資料のご活用にあたりましては、お客様と JTG 証券並びにその社員との間で、利益相反が起こりうることにご注意ください。

本資料は、日本国内に限定して配付致します。

間接的に海外で入手されるような事態が生じた場合があったとしても、JTG 証券では諸外国の法制度や規制に対応する責任を負いません。

Copyright JTG 証券 Co. Ltd. All rights reserved.

本資料は JTG 証券の著作物であり、著作権法により保護されております。

JTG 証券の書面による事前の承諾なく、本資料の全部もしくは一部を変更、複製・再配布し、もしくは直接的又は間接的に第三者に交付することはできません。

東京都渋谷区恵比寿 4-20-3

恵比寿ガーデンプレイスタワー7 階

Jトラストグローバル証券株式会社 経済調査室

ご投資にあたって

本資料に記載の内容を参考にしてお取引をされる場合、商品毎に以下の手数料等をご負担いただきます。

【上場株式等】

店舗における国内の金融商品取引所に上場する株式(売買単位未満を除く)の場合は約定代金に対して最大 1.1524%(税込)(但し約定代金の 1.1524%(税込)に相当する額が 3,300 円(税込)に満たない場合は 3,300 円(税込)の委託手数料をご負担いただきます。

【投資信託】

投資信託の場合は銘柄ごとに設定された販売手数料および信託報酬等の諸経費等をご負担いただきます

【債券等】

債券等を募集、売出し等又は相対取引により購入する場合は、購入対価のみお支払いいただきます。また、外貨建ての債券の場合、円貨と外貨を交換する際には外国為替市場の動向を踏まえて当社が決定した為替レートによるものとします。

投資リスクについて

各商品等には、株式相場、為替相場、金利水準、不動産相場、商品相場等の価格の変動等及び有価証券の発行者の信用状況(財務・経営状況含む)の悪化等、それらに関する外部評価の変化等により損失が生じるおそれ(元本欠損リスク)があります。

商品毎に手数料及びリスク等は異なりますので、当該商品の目論見書または契約締結前交付書面をよくお読みください。

Jトラストグローバル証券株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第 35 号
貸金業者登録番号 東京都知事(1)第 31946 号
加入協会:日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会